

令和 8 年度第 1 回小樽市コンプライアンス委員会 議事概要

1 日 時 令和 8 年 7 月 2 1 日（火）午前 9 時 3 0 分～1 0 時 2 0 分

2 場 所 市役所別館 3 階 第 1 応接室

3 委員出席者

委 員 長 西尾 弘美

副委員長 河森 計二

委 員 鹿角 健太

4 市の出席者

（事務局）

総務部次長、総務部主幹（コンプライアンス担当）

5 議 事 概 要

(1) 公益通報（受付番号 2 6）について

通報内容は、既に当委員会が調査結果を示した公益通報と同じ事実について、同じ通報者が、1 回目の通報とは異なる法令違反に該当するとして、再度、通報したものであり、前回の調査結果を基に、今回通報のあった地方公務員法第 3 2 条（法令等遵守義務）、同法第 3 3 条（信用失墜行為の禁止）、同法第 3 5 条（職務専念義務）及び小樽市手数料条例別表第 1 5 2 号（公簿等閲覧）の各規定違反について改めて検討し、いずれの法令違反にも該当しないと判断したため、改めての調査は行わないことを決定し、通報者への通知書等の内容を決定した。

(2) 小樽市職員倫理条例の運用状況報告等について

① 令和 7 年度における小樽市職員倫理条例の運用状況について

令和 7 年度における小樽市職員倫理条例の運用状況について、事務局から報告があった。

② 令和 8 年度職員研修の実施予定について

令和 8 年度職員研修の実施予定について、事務局から報告があった。

③ 業務事故等について

過去 1 年間の業務事故等について、事務局から報告があった。

④ 不当要求防止責任者について

令和 8 年度の小樽市不当要求防止責任者について、事務局から報告があった。